

## 令和6年度厚木市立中央図書館雑誌現物納付(雑誌スポンサー制度)広告掲載同意書

(宛先)

厚木市長

厚木市暴力団排除条例(平成23年厚木市条例第12号)、厚木市広告掲載要綱及び神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)を遵守し、令和6年度厚木市立中央図書館雑誌現物納付(雑誌スポンサー)への広告掲載について、次のとおり同意します。

広告掲載希望者	住所(事業所所在地)	〒 -		
	代表者住所	〒 - ※個人事業主の場合は本人の住所も明記願います。		
	法人名(名称)			
	代表者	役職名		
		氏名		
	担当者氏名			
	連絡先	電話番号	( )	
		FAX	( )	
電子メール				
業種				
スポンサーとなる雑誌名 (4誌以上希望する場合は、別添としてください。)				
同意事項 ※はい・いいえのいずれかに○を付けてください。	厚木市暴力団排除条例に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しません。		はい ・ いいえ	
	神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項の規定に違反していません。			
	上記に掲げる事由に該当するか否かの確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。また、調査及び確認のため、厚木市が神奈川県警察本部に照会することについて同意します。			
	厚木市広告掲載要綱及び令和2年度厚木市立中央図書館雑誌現物納付(雑誌スポンサー制度)仕様書に定める規定を遵守します。			
	厚木市広告掲載要綱別表第1に規定する除外事項に該当しません。			
広告主の決定に当たっては、厚木市広告掲載要綱別表第1(第4条関係)第14項第5号の規定に基づき、市税(延滞金を含む)の納付状況について調査することに同意します。				

お申し込みの前に、厚木市ホームページにある「厚木市暴力団排除条例」、「厚木市広告掲載要綱」等を必ずご覧ください。

(参考)

厚木市暴力団排除条例（抜粋）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(略)

(4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(5) 暴力団経営支配法人等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの

イ 暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

(契約事務における暴力団排除)

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。）の市の実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

※ 「密接な関係」とは、例えば、暴力団員等と飲食、遊戯等を共にするなどの交遊をしていることをいいますが、頻度等を個別具体的に検討して判断いたします。

神奈川県暴力団排除条例（抜粋）

(利益供与等の禁止)

第23条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

(2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。

(2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。

(3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。

(4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。

(5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築又は修繕を請け負うこと。

(6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。